

理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人聖徳会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 理事、監事及び評議員の報酬は、その地位にあることをもっては支給しない。

2 理事、監事については、理事会及び評議員会への出席に対する報酬は、無報酬とする。

3 但し、監事については、監事監査実施時、日額 2,000 円（税抜）を支給する。

4 評議員については、評議員会への出席に対し、報酬として日額 3,000 円（税抜）を支給する。

(費用弁償)

第3条 理事、監事及び評議員が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規定に準ずる。

(規定の改正)

第4条 この規定を改正しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

附則

この規定は、平成 29 年 6 月 11 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 3 月 25 日に改正し、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。